

2 Q & A(申請者/届出者用)

【仮申請】

Q1. 車両1台で2つの用途を申請することは可能ですか？

A1. 応急措置用(赤色回転灯)と道路損傷箇所等発見作業用(黄色回転灯)の2つの用途のみ兼用可能です。また用途それぞれに仮番号が必要なため、用途が2つある場合は、仮番号も2つ必要。本申請の書類も写真も用途それぞれ1部必要になります。控えも合わせ全4部の届出が必要になります。

Q2. 仮番号が不要な場合は？

A2. 小型特殊車(標識交付証明書)、自衛隊車両、記載事項変更、再交付は仮番号が不要です。また車検証の備考欄にすでに「道路維持作業用自動車」「緊急自動車」「この自動車は、使用者の事業により特種用途に該当」のいずれかの記載のある車両も不要です。

ただし、使用者の変更、使用者住所の変更の場合は、仮番号が必要になります。

Q3. 会社名又は所在地を変更した場合は？

A3. 車検証の使用者名又は所在地が変更になる場合は、仮申請からの手続きとなります。

現在使用している証書は返納してください。

(例) 有限会社 ○○○○ → 株式会社 ○○○○

Q4. 名義変更の場合は？

A4. 名義変更＝使用者が変わった場合は、仮申請からの手続きとなります。

現在使用している証書は返納してください。

(例) 株式会社 ○○○○ → △△建設 株式会社

Q5. 車検日(受検日)に車検に行けなくなり、別日に行きたいです。

A5. 車検日(受検日)以降の日付であれば連絡なしで車検に行っても問題ありません。

【本申請】

Q1. 道路管理者から○○○事業所へ委託(ア)。○○○事業所から△△△事務所へ委託(イ)した場合に必要な契約書は？

A1. (ア)(イ)それぞれの契約書が必要になります。

Q2. 車の所有者(会社)―①→リース会社―②→事業所の場合は？

A2. ①、②のつながりがわかる契約書がそれぞれ必要になります。

2 Q & A(申請者/届出者用)

【記載変更・再交付】

Q1.新潟支店で新潟ナンバーの道路維持作業用自動車を使用していますが、今後、長岡支店で使用するため長岡ナンバーに変更になる場合は？

A1.使用の本拠の位置、ナンバーの変更となるため、記載事項変更届の届出をしてください。

ただし、使用者の名称が変更する場合は、仮申請からの手続きとなります。

Q2.リース期間が満了後、リース期間を延長する場合は？

A2.リース会社に変更ない場合は、記載事項変更届の届出をしてください。証書に記載のリース期間を変更する必要があります。届出する書類は、記載事項変更届、車検証の写し又は自動車検査記録事項の写し、リース契約書、証書の写し(現在、車両を使用していない場合は原本添付)になります。

ただし、リース会社に変更になる場合は、仮申請から、**リース期間の満了日を経過している場合は、本申請**の手続きとなります。

Q3.リース期間が満了し、リース会社から車両を買取(譲渡含む)した場合は？

A3. A3. 記載事項変更届の届出をしてください。証書に記載のリース期間を削除します。

届出する書類は記載事項変更届、車検証の写し又は自動車検査記録事項の写し、証書の写し(現在、車両を使用していない場合は原本添付)になります。

変更理由は「リース期間の削除」としてください。

ただし、車検証の使用者がリース会社名になっている場合は、使用者の変更となるため仮申請からの手続きとなります。

現在使用している証書は返納してください。

Q4.市町村合併により、使用者の住所や使用の本拠の位置が変更となる場合は？

A4. 記載事項変更の手続きをお願いします。

車検証の記載事項変更の手続き後、車検証の写し及び証書を添付して、記載事項変更届申請をしてください。

Q5.添付書類に証書原本とあるが、現在使用中のため原本を添付できない場合は？

A5. 証書を使用中の場合は、コピーを添付してください。

記載変更後、新しい証書を交付する時に、記載変更前の証書を返却してください。

返納届不要です。

Q6. 記載事項変更届を提出時に、証書の紛失に気がついた。再交付と記載事項変更は同時にできますか？

2 Q & A(申請者/届出者用)

A6. できます。記載事項変更届、再交付申請書をそれぞれ提出してください。再交付申請書には車検証の写し又は自動車検査記録事項の写し、てんまつ書を添付してください。

なお、証書については記載事項変更後の証書を交付します。

【返納届】

Q1. 記載事項変更前の証書を返却したいが、返納届は必要ですか？

A1. 不要です。添付しないでください。

Q2. 再交付申請した後に紛失した証書を発見しました。返納届は必要ですか？

A2. 必要です。返納理由は、「再交付前の証書を発見のため」と記載してください。

Q3. 返納する車両の証書を紛失しました。

A3. 返納書、てんまつ書を提出してください。また返納届の証書交付年月日、証書番号の欄は、不明の場合空欄でOKです。

【その他】

Q1. 民間レッカー会社の緊急自動車指定申請等の取り扱いについて教えてください。

A1. 緊急自動車「応急作業用」(その他の公益事業)に該当するが、

○道路管理者と協定を結んでいる

○高速道路上の事故車・故障車等の排除作業等の対応に従事する車

2つの要件を満たしている場合のみ申請可能です。申請するには協定書(契約書)の添付が必要です。

Q2. 今まで夏は草刈り用として、冬は除雪用として車両を使用し証書を所持しています。今後、冬の除雪用のみに使用する場合は？

A2. 道路維持作業用(草刈兼用)から道路維持作業用(除雪用)への用途変更になり、仮申請からの手続きとなります。

Q3. 市区町村等が管理していない道路(認定外道路)の除雪を自治会から委託されました。自治会は道路管理者ではないと思うのですが、申請は可能ですか？

A3. ・自治会が道路を管理していること

・不特定多数の人や車が通過すること

を満たしている場合は、申立書を自治会が作成し、提出してください。

申請時に申立書を添付していただき、審査させていただきます。

2 Q & A(申請者/届出者用)

Q4. 個人所有の車両を会社(法人)で使用する場合、契約書は必要ですか？

A4. リース契約している場合は、リース契約書を添付してください。

リース契約をしていない場合は、申立書を添付する必要があります。

【例】除雪

申立書	
令和〇年〇月〇日	
新潟県公安委員会 殿	
道路除排雪委託契約について、〇〇〇所有の除雪車「車両番号」を〇〇〇(株)が使用して除雪を行います。	
新潟県～～	
会社名	〇〇〇(株)
代表者名	

Q5. 車両をレンタル(リース)するのですが、車検証の所有者・使用者ともにレンタル(リース)会社になっています。申請可能ですか？

A5. レンタル(リース)契約書がある場合は、申請可能です。ただし、申請書(届出書)の「自動車の使用者」「使用の本拠の位置」は、車両を実際に使用する会社名・住所を記載してください。

Q6. 業務委託されている路線(場所)に行くまでに黄色回転灯を点灯して走行しても良いですか？

A6. 点灯して走行してはいけません。黄色回転灯は道路の維持、修繕等のための作業に従事するときのみ点灯する必要があります。

Q7. 電子車検証になったのですが、添付書類は何が必要ですか？

A7. 自動車検査証記録事項が記載された書面の写しが必要になります。

Q8. 除雪用で申請したいが、前年度実績がありません。今年度の除雪契約が締結するのに時間がかかります。

除雪契約締結前に申請することは可能ですか？

A8. 除雪契約締結前の申請が可能な場合もあります。使用の本拠を管轄する警察署にお問い合わせ下さい。

(原則は除雪契約締結後に申請をお願いしています。)